

令和7年度町県民税の申告書の書き方

1 1月1日現在の住所 東員町山田1600番地

フリガナ トウイン タロウ

大正(電) 平塚・令和

生年月日 20年1月1日生

氏名 東員 太郎

個人番号 1111 2222 3333

電話 自宅 0594-86-2801

携帯 090-1111-2222

現住所 東員町山田1600番地

職業

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料
国保・介護(後期)	100,000
国保(介護・後期)	45,000
合計	145,000
新生命保険料の計	旧生命保険料の計
50,000	80,000
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計	
40,000	
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
30,000	
寡婦控除 ひとり親控除 障害者控除 勤労学生控除	ひとり親控除 (学校名)
障害者控除	障害者の程度
1 氏名	カ ナ
個人番号	
2 氏名	カ ナ
個人番号	
配偶者控除 配偶者特別控除 同居親族控除	配偶者の合計所得金額
カ ナ	トウイン ハナコ
氏名	東員 花子
個人番号	4444 5555 6666
扶養控除	控除額
1 氏名	カ ナ
個人番号	
2 氏名	カ ナ
個人番号	
3 氏名	カ ナ
個人番号	
4 氏名	カ ナ
個人番号	
16歳未満の扶養親族	控除額
1 氏名	カ ナ
個人番号	
2 氏名	カ ナ
個人番号	
3 氏名	カ ナ
個人番号	
雑損控除	損害の原因
	損害年月日
	損害を受けた資産の種類
	損害金額
	保険金などで補填される金額
	引当損失のうち災害補償支拂の金額
医療費控除	支払った医療費等
	200,000
	保険金などで補填される金額
	50,000

2 営業等ア

業 農 業 イ

不 動 産 ウ

1 利 子 エ

配 当 オ

給 与 カ

公 的 年 金 等 キ 3,000,000

雑 業 務 ク

そ の 他 ケ

事 業 コ

短 期 サ

長 期 シ

一 時

2 所得金額

営 業 等 ①

農 業 ②

不 動 産 ③

利 子 ④

配 当 ⑤

給 与 ⑥

公 的 年 金 等 ⑦ 1,900,000

業 務 ⑧

そ の 他 ⑨

合 計 ⑩ 1,900,000

総 合 譲 渡 一 時 ⑪

合 計 ⑫ 1,900,000

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 ⑬ 145,000

小規模企業
共済等掛金控除 ⑭

生命保険料控除 ⑮ 59,000

地震保険料控除 ⑯ 15,000

寡婦、ひとり親控除 ⑰

勤労学生、障害者控除 ⑱

配偶者(特別)控除 ⑲ 380,000

扶養控除 ⑳

基礎控除 ㉑ 430,000

㉒から㉔までの計 ㉕ 1,029,000

雑損控除 ㉖

医療費控除 ㉗ 50,000

合 計 (㉕+㉖+㉗) ㉘ 1,079,000

5 13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

15 寄附金に関する事項

配当割額控除額	都道府県、市区町村分	30,000
株式等譲渡所得割額控除額	住所地の共同募金会、日赤支部分	
	条例指定分	都道府県
		市区町村

16 所得金額調整控除に関する事項

カナ	続柄	生年月日	明・大・昭	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
氏名					
個人番号					

①から順番に記入してください。

①:申告者の氏名等を記入してください。

②:「1 収入金額等」に前年中の収入金額、「2 所得金額」に下表を参考に算出した所得金額を記入してください。

所得の種類	内 容	所得の計算方法
事業	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額-必要経費
不動産	地代、家賃、不動産貸付の権利金・礼金などから生じる所得	収入金額-必要経費
配当	法人から受ける剰余金や利益の配当などから生じる所得	収入金額-株式等取得するための負債の利子
給与	給料、賞与、俸給、賞金、歳費などの所得	右面表1参照
雑所得(公的年金等)	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得(障害年金、遺族年金は含まれません)	右面表2参照
雑所得(業務に係るもの)	シルバー人材センターからの配分金、原稿料、講演料などの所得	収入金額-必要経費
雑所得(その他のもの)	生命保険契約などに基づく個人年金、互助年金などの所得	収入金額-必要経費
総合譲渡	土地建物以外の資産(金、ゴルフ会員権、など)の譲渡による所得	詳しくは税務課にお問い合わせください。
一時	生命保険の満期受取金、懸賞金などの一時的な所得	

③:「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に保険料等の支払金額や扶養親族の氏名等を記入してください。

④:「4 所得から差し引かれる金額」に各項目の控除額を記入してください。(裏面表3参照)

⑤:下記項目に該当の方は、裏面に記入してください。

控除項目	内 容
配当割額 株式等譲 渡所得割	配当所得や株式譲渡所得において、住民税が源泉徴収された金額を記入してください。
寄附金	都道府県・市区町村(ふるさと納税)、三重県の共同募金会、日赤三重支部、三重県・東員町の条例で指定した単体等に対して令和6年中に寄附した金額を記入してください。
所得金額調 整控除	他者の扶養親族である方で、ご自身の所得金額調整控除の扶養親族に該当する場合のみ、記入してください。

裏面

裏面

令和7年度町県民税の申告書の書き方

給与等の収入金額の合計(A)	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A÷4=B (千円未満切り捨て)	B×2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B×2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与等の収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	給与等の収入金額 - 1,950,000円	

所得金額調整控除額

下記に該当する場合は、それぞれの所得金額調整控除額を上記の表で算出した給与所得金額から控除します。

① 次のいずれかに該当する方

- ・ 申告者本人が特別障害者である
- ・ 特別障害者である生計を一にする配偶者がいる
- ・ 特別障害者である扶養親族がいる
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族がいる

※ ①の所得金額調整控除の扶養親族は、扶養控除の適用要件とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するといった制限はありません。

①の所得金額調整控除の算出式	
給与の収入金額	所得金額調整控除額
8,500,001円～10,000,000円	(給与の収入金額 - 850万円) × 10%
10,000,001円～	150,000円

② 給与所得と公的年金等に係る年金所得の両方がある方

算出式：給与所得金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る年金所得(10万円超の場合は10万円) - 10万円

※ 計算した結果、マイナスになった場合は、0円になります。

※ ①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から②を控除します。

表2: 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	A 公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超え 2,000万円以下	2,000万円超え
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	～ 3,299,999円	A - 1,100,000円 ※マイナスの場合、0円	A - 1,000,000円 ※マイナスの場合、0円	A - 900,000円 ※マイナスの場合、0円
	3,300,000円～4,100,000円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた方	～ 1,299,999円	A - 600,000円 ※マイナスの場合、0円	A - 500,000円 ※マイナスの場合、0円	A - 400,000円 ※マイナスの場合、0円
	1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

令和7年度町県民税の申告書の書き方

社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和6年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料がある場合。 ※配偶者やその他の親族の公的年金から天引きされている保険料は あなたの控除対象とはなりません 。																				
小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和6年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金や確定拠出年金法に基づく個人年金型加入者掛金がある場合。																				
生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和6年中に支払った場合。 ①各保険料の控除額を算出 A: 一般生命保険料 下記の内、一番高い控除額 ・新契約分(上限28,000円) ・旧契約分(上限35,000円) ・新契約分+旧契約分(上限28,000円) B: 個人年金保険料 下記の内、一番高い控除額 ・新契約分(上限28,000円) ・旧契約分(上限35,000円) ・新契約分+旧契約分(上限28,000円) C: 介護医療保険料 ・新契約分(上限28,000円) ②算出した控除額を合算 A + B + C = 生命保険料控除額(上限70,000円) 新契約(平成24年1月1日以降に締結した契約)の算出表 <table border="1" data-bbox="370 743 1238 904"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した契約)の算出表 <table border="1" data-bbox="370 949 1238 1111"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の金額	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	支払金額	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円
支払保険料の金額	控除額																				
12,000円以下	全額																				
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円																				
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
支払金額	控除額																				
15,000円以下	全額																				
15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円																				
40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
地震保険料控除	あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について令和6年中に支払った保険料がある場合。 <table border="1" data-bbox="370 1182 1359 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期契約</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円 1件の損害保険契約等で、地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当するときは、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算し、有利な方で控除することができます。		支払金額	控除額	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2	50,000円超	25,000円	旧長期契約	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円					
	支払金額	控除額																			
地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2																			
	50,000円超	25,000円																			
旧長期契約	5,000円以下	全額																			
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円																			
	15,000円超	10,000円																			
ひとり親控除	下記の条件をすべて満たす場合: 300,000円 ・合計所得金額が500万円以下である ・独身者である(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者を除く) ・生計を一にする子供がいる(扶養控除の要件に該当する者に限る)																				
寡婦控除	①、②、③、並びに④または⑤の条件を満たす場合: 260,000円 ①合計所得金額が500万円以下である。 ②独身者である(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者を除く) ③女性である。 ④死別である。 ⑤離婚し、扶養親族がいる(扶養控除の要件に該当する者に限る)																				
障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。 ①普通障害者(身体障害者手帳3~6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など) 260,000円 ②特別障害者(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など) 300,000円 ③上記②のうち、同居している方 530,000円																				
勤労学生控除	あなたが、学生・生徒で令和6年中の合計所得が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。 260,000円																				

配偶者控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合。(青色専従者、白色専従者を除く)			
	あなたの令和6年中の合計所得金額			
	区分	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	
老人配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	
※あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円超であるが、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下かつ障害者である場合、障害者控除の対象になります。				
配偶者特別控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が下記の表に当てはまる場合。(青色専従者、白色専従者を除く)			
	配偶者の合計所得金額	あなたの令和6年中の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	0円～480,000円	上記配偶者控除に該当		
	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
1,330,001円～	0円	0円	0円	
扶養控除	あなたと生計を一にする親族のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合。 (16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く)			
	区分	控除額	該当者	
	一般扶養	330,000円	平成21年1月1日以前に生まれた方で特定扶養または老人扶養に該当する方を除く	
	特定扶養	450,000円	平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方	
	老人扶養	380,000円	昭和30年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)	
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方		
年少扶養	あなたと生計を一にする親族のうち、平成21年1月2日以後に生まれた方で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合。 ※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町県民税の非課税等の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。			
基礎控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が下記の表に当てはまる場合			
	合計所得金額	基礎控除額		
	24,000,000円以下	430,000円		
	24,000,000円超 24,500,000円以下	290,000円		
	24,500,000円超 25,000,000円以下	150,000円		
25,000,000円超	適用なし			
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(総所得金額が48万円以下)が令和6年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) } いずれか多い方の金額 ②災害関連支出の金額－5万円			
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和6年中に医療費を支払った場合。 (控除限度額200万円) (支払った医療費の額－保険金などで補填される金額)－ $\left[\begin{array}{l} 10万円または所得金額の合計額の5\% \\ \text{いずれか少ない方の額} \end{array} \right]$ ※セルフメディケーション税制との併用はできません。 ※「医療費控除の明細書」を作成し、必ず添付してください。			
セルフメディケーション税制	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和6年中に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合。 (特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金などで補填される金額)－12,000円(最高88,000円) ※医療費控除との併用はできません。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、必ず添付してください。			